議案第６４号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年９月１日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年度小田原城天守閣事業特別会計補正予算（別紙）

令和８年８月１２日

小田原市長　加　藤　憲　一

理　由

天守閣事業特別会計において、令和８年熊本地震により甚大な被害を受けた被災者への支援にあたり、特に緊急を要するため、専決処分をするものです。

令和８年度小田原城天守閣事業特別会計補正予算

令和８年度小田原城天守閣事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　１，２３５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　２１１，２３５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 繰　　越　　金		1	1,235	1,236
	1 繰　　越　　金	1	1,235	1,236
歳　　入　　合　　計		210,000	1,235	211,235

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総　　務　　費		162,166	1,235	163,401
	1 天 守 閣 総 務 費	159,148	1,235	160,383
歳　　出　　合　　計		210,000	1,235	211,235

各会計の予算に関する説明書

令和８年度小田原城天守閣事業特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書

１　総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 繰越金	1	1,235	1,236
歳入合計	210,000	1,235	211,235

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	162,166	1,235	163,401
歳出合計	210,000	1,235	211,235

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			1,235
			1,235

2　歳　　入
(款)　3　繰越金
(項)　1　繰越金

款	項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
3 繰越金			1	1,235	1,236
	1 繰越金		1	1,235	1,236
		1 繰越金	1	1,235	1,236
歳入合計			210,000	1,235	211,235

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
1 繰　越　金	1,235	

3　歳　　出

(款)　1　総務費

(項)　1　天守閣総務費

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1		総務費	162,166	1,235	163,401				1,235
	1	天守閣総務費	159,148	1,235	160,383				1,235
		1 一般管理費	159,148	1,235	160,383				1,235
歳出合計			210,000	1,235	211,235				1,235

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
25 寄　　附　　金	1,235	**一般経費** 熊本地震被災者支援寄附金